

令和7年度（令和8年度整備分）
地域密着型サービス事業者募集要領

令和7年5月
嵐山町

1 公募の趣旨

嵐山町では、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「嵐山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第9期)」に基づき、地域密着型サービス事業所の基盤整備を進めています。

本公募は、質の高いサービス提供体制の確立を目指し、より良い地域密着型サービスを提供できる事業者を公平・公正に選定するために行うものです。

2 公募の内容

下記地域密着型サービスについて公募します。なお、新規での開設の他、現在町内で介護保険事業所を運営している事業所が、事業転換または併設する場合も公募の対象となります。

サービスの種類	整備数	定員	整備時期
(看護)小規模多機能型居宅介護	1か所	29人以下	令和8年度

3 応募の要件

- (1) 令和7年4月1日現在、介護サービス事業の運営実績が1年以上ある法人であること。
- (2) 事業予定地については、安定した運営の観点から、自己所有が望ましく、所有又は取得が確実に見込まれること。
- (3) 借地・借家の場合、所有者と十分な協議を行い、事業の存続に必要な相当長期間の賃貸借契約期間が確実であること。
- (4) 建設用地は、開発行為等の許認可が確実に得られること（建設計画地での開発が可能か、必ず関係機関等にご確認ください）。
- (5) 介護保険法第78条の2第4項（地域密着型サービス事業者指定に係る欠格事項）及び同法115条の12第2項（地域密着型介護予防サービス事業者指定に係る欠格事項）の規定に該当しないこと。
- (6) 事業計画は、関係法令等（別紙1参照）を遵守したものであること。
- (7) 当該事業所の利用者を原則として嵐山町民に限定すること。
- (8) 令和8年度末（令和9年3月末）までに整備事業を完了させること。
- (9) 国税及び町税の滞納がないこと。
- (10) 嵐山町暴力団排除条例（平成24年嵐山町条例第4号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という）でないこと。暴力団を使用し、または暴力団員等を雇用しないこと。
- (11) 応募事業者（運営法人）自らが開設し、指定を受けるものとする。

4 提出書類等

(1) 提出書類

※様式は、町ホームページからもダウンロードできます。

	提出書類	留意事項	様式
公募申請書等	(1)開設計画書の提出について	所定の書式	様式 1
	(2)公募申請に係る提出書類一覧	所定の書式	様式 1 別紙
	(3)地域密着型サービス事業計画概要書	所定の書式	様式 2
	(4)法人の沿革	所定の書式	様式 3
	(5)役員名簿	所定の書式	様式 4-1
	(6)評議員一覧表	社会福祉法人のみ提出	様式 4-2
提案書等	(7)事業計画提案書	所定の書式	様式 5
	(8)代表者・管理者(施設長)の経歴書	所定の書式	様式 6
資金計画	(9)資金計画書	開設当初の運転資金を含む	様式 7
	(10)借入金返済計画書	元金、利率、期間、金融機関名等	様式 8
	(11)収支シミュレーション	積算根拠を含む	様式 9
	(12)預金残高証明書	自己資金分、応募提出日前1カ月以内に発行されたもの	写し、通帳コピー可
	(13)融資(見込)証明書	融資を受ける場合、金融機関の交付するもの	写し
建物等	(14)建物計画図	平面図(室別面積が記入してあるもの)、配置図	
	(15)事業所開設予定地の地図	周辺の状況が分かるもの	
	(16)土地・建物の所有関係のわかるもの	(1)土地・建物登記簿謄本 (2)購入契約書若しくは借地・借家契約書 (3)借地・借家に関する合意書(確約書)	写し
法人の概要	(1)法人登記簿謄本	応募提出日前3か月以内に発行されたもの	写し
	(2)法人の定款または寄付行為	最新のもの	写し
	(3)既存事業概要・パンフレット等	最新のもの	写し
	(4)決算報告書(貸借対照表等の税務申告書類一式、営業報告書、付属明細書、キャッシュフロー計算書等)	過去3年分	写し
	(5)既存指定介護事業に係る関係行政の監督及び指導状況	県などから過去に指導を受けた場合のみ(直近2年)	写し

- (2) 提出部数 正本1部、写し1部の合計2部を提出
- (3) 体裁 ①各書類は、証明書類など既定のものを除き、原則A4サイズ(A3横)に統一すること
 ②全体の目次を付けること
 ③項目ごとに文字表記のインデックスを付けること
 ④提出書類は左側に穴をあけ、フラットファイルに綴じること
- (4) 公募スケジュール

令和7年6月16日(月)から 令和7年6月23日(月)まで	事前相談期間(予約が必要です) ※土日祝日を除く8時30分～17時15分
令和7年7月 1日(火)から 令和7年7月 8日(火)まで	公募受付期間 ※土日祝日を除く8時30分～17時15分
令和7年8月 4日(月)	プレゼンテーション及びヒアリング ※詳細は別途応募者に通知
令和7年9月	選定結果の通知

(5) 質問の受付

募集要領の内容等に対する質問がある場合は、別紙2質問票により令和7年6月23日(月)正午までに電子メールにて送付し、送信後に着信確認の電話連絡を行ってください。口頭での質問は受け付けません。

質問に対する回答は、質問した法人名等を伏せ、事前相談に来た全者に電子メールにて令和7年6月30日までに回答します。

(6) 問合せ先及び関係書類提出先

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030番地1
 嵐山町長寿生きがい課 長寿生きがい担当
 電話：0493-62-0718
 電子メール：r-chouju01@town.ranzan.saitama.jp

5 地域密着型サービス指定予定事業者の選定方法

- (1) 選定委員会で、書類審査及び提案書のプレゼンテーションを実施し、計画の内容、考え方、事業者の実績等を総合的に審査し候補者を選定します。
 ※プレゼンテーション及びヒアリングの詳細については、別途応募者に通知します。
- (2) 選定委員会での審査内容を参考とし、嵐山町地域密着型サービス運営委員会(以下「運営委員会」という。)の意見を聴取します。
- (3) 選定委員会の報告及び運営委員会の意見を参考とし、町長が地域密着型サービス指定予定事業者として最終選定します。
- (4) 総合評価の判断基準として点数制を採用しますが、選定の結果、該当者なしとする場合があります。

6 選定結果の通知

- (1) 応募申請を受理した全ての者に対し、選定の結果を文書で通知します。

(2) 選定結果の公表選定結果、及び選定された指定予定事業者の名称をホームページで公表します。

(3) 次の事由に該当する場合は失格とし、審査の対象としません。

①提出の指示に従わない場合

②提出書類に虚偽の記載がある場合

7 選定された指定予定事業者の遵守事項

(1) 事前協議書を作成・提出し、町と協議（事前協議）すること。

(2) 地域住民への説明会を開き、その意見を計画に盛り込むように努めること。

(3) 開発許可等の申請は、事前協議及び説明会終了後にすること。

(4) 事業の実施にあたり、応募した内容から変更がある場合には、町の承認を得ること。

(5) 提出されに書類等に虚偽の記載があることが判明した場合、その他違反や不正な行為があった場合は、指定予定事業者としての選定を取り消すことがあります。

8 施設等整備の補助について

本公募により指定予定事業者に選定された場合、施設整備に際して補助金を交付する制度があります。この補助金は、埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金に基づき交付するものです。県の予算の範囲内で採択されるため、補助金の交付と金額は確定していませんので、資金計画等の策定にあたっては、補助金が不交付になった場合も想定して、十分に対応できる場合に限り応募してください。町独自の補助金はありませんので、あらかじめご了承ください。

また、令和8年度末（令和9年3月末）までに施設整備が完了しない場合、補助金を交付することができなくなりますので、綿密に施設整備の工程を確認の上、補助金交付の有無を踏まえて書類を作成してください。

なお、補助金の交付を受けて整備を行う場合、対象事業を行うために締結する契約は、原則一般競争入札に付するなど、町が行う契約手続きの取り扱いに準拠することになります。

9 その他

(1) 応募にかかる資料作成等の費用は応募者の負担とします。

(2) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(3) 選定後の権利譲渡は認めません。

(4) 応募後に建設場所や事業計画を変更することは認めません。

(5) 事業計画の中止や事業予定者として決定されなかったことによる一切の損害等について、町は責任を負いません。

別紙 1

関係法令等

- ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）
- エ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- オ 建築基準法（昭和25年法律第210号）
- カ 消防法（昭和23年法律第186号）
- キ 嵐山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第5号）
- ク 嵐山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第6号）
- ケ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第126号）
- コ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第128号）
- サ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）
- シ その他関係法令等

嵐山町長寿生きがい課 長寿生きがい担当 行

※令和7年6月23日(月)正午までに、電子メールにて提出

質 問 票

法 人 名		
質問者所属・氏名		
連 絡 先	電 話 番 号	
	メールアドレス	
(質問の内容)		